

議案第40号

朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

朝霞市手数料徴収条例（平成12年朝霞市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の34の項を次のように改める。

34 証明、 閲覧及び写 しの交付手 数料	1 住民票の写しの交付	1通につき200円
	2 住民票の記載事項に関する証明	1通につき200円
	3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1冊につき4,000円
	4 除票の写しの交付	1通につき200円
	5 除票の記載事項に関する証明	1通につき200円
	6 戸籍の附票の写しの交付	1通につき200円
	7 戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき200円
	8 印鑑に関する証明	1通につき200円
	9 納税証明	1通につき200円
	10 公課に関する証明	1通につき200円
	11 営業に関する証明	1通につき200円
	12 固定資産に関する証明	用紙1枚につき200円
	13 公函等の写しの交付	1枚につき200円
	14 固定資産名寄帳の写しの交付	1枚につき200円
	15 その他の証明	1通につき200円

別表第1中35の項を削り、36の項を35の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月5日提出

朝霞市長 富岡 勝則